

国自情第99号の2
令和3年7月29日

日本行政書士会連合会会長 殿

自動車情報課長



常駐規制の緩和に伴う「封印取付け委託要領」の一部改正について

今般、別添のとおり、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）の一部改正を行い、デジタル技術の活用等により、封印取付け責任者の事業場における常駐義務を廃止することとしたので、常駐規制緩和後も施封が適切に実施できる体制であることを各受託者において確認し、適正な封印取付け業務の実施が行われるよう傘下会員あて周知されたい。

「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付国自管第86号局長通達）の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p data-bbox="499 379 768 408">封印取付け委託要領</p> <p data-bbox="197 451 584 480">（委託に当たっての考慮事項）</p> <p data-bbox="185 488 275 517">第4条</p> <p data-bbox="230 525 551 553">（1）封印取付け責任者</p> <p data-bbox="309 561 1081 735">受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。</p> <p data-bbox="230 780 394 809">（2）事業場</p> <p data-bbox="275 817 1081 884">受託者は、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。</p> <p data-bbox="230 928 483 957">（3）～（5） 略</p> <p data-bbox="185 1002 246 1031">附則</p> <p data-bbox="197 1038 349 1067">（施行期日）</p> <p data-bbox="185 1075 887 1104">第1条 本通達は、<u>令和3年8月1日</u>から施行する。</p>	<p data-bbox="1417 379 1686 408">封印取付け委託要領</p> <p data-bbox="1126 451 1514 480">（委託に当たっての考慮事項）</p> <p data-bbox="1115 488 1205 517">第4条</p> <p data-bbox="1160 525 1480 553">（1）封印取付け責任者</p> <p data-bbox="1227 561 2000 735">受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。</p> <p data-bbox="1160 780 1323 809">（2）事業場</p> <p data-bbox="1205 817 2000 884">受託者は、<u>封印取付け責任者が常駐し</u>、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。</p> <p data-bbox="1160 928 1413 957">（3）～（5） 略</p> <p data-bbox="1115 1002 1176 1031">附則</p> <p data-bbox="1126 1038 1279 1067">（施行期日）</p> <p data-bbox="1115 1075 1834 1104">第1条 本通達は、<u>平成30年9月1日</u>から施行する。</p>